

船舶事故調査報告書

平成23年9月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年5月13日 16時00分ごろ～19時40分ごろの間）
発生場所	不明（広島県呉市蒲刈港三之瀬地区～同市所在の蒲刈港宮盛東防波堤灯台から真方位287° 3.7km付近の間）
事故調査の経過	平成23年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二松栄丸、1.45トン HS3-25626（漁船登録番号）、個人所有 5.95m（Lr）×1.75m×0.72m、木製 ディーゼル機関、漁船法馬力数20、昭和49年5月12日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月9日 免許証交付日 平成20年9月10日 （平成26年5月29日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、平成23年5月13日16時00分ごろ、蒲刈港三之瀬地区を出港し、はえ縄漁の目的で呉市上蒲刈島北方の漁場に向かった。 僚船は、19時40分ごろ、蒲刈港宮盛東防波堤灯台から真方位287° 3.7km付近において無人で漂流している本船を発見し、蒲刈港に本船をえい航した。 所属の漁業協同組合は、僚船船長から連絡を受け、海上保安庁に通報した。 通報を受けた海上保安庁は、僚船などと共に船長の捜索に当たり、翌14日14時29分ごろ、本船発見場所の東方2.0km付近において、船長を発見したが、死亡が確認され、溺死と検案された。
気象・海象	気象：5月13日 16時00分～20時00分 天気 晴れ、風向 南西、風速 8.2～11.7m/s（風力5～6） 気温 18.5～20.4℃、視程 9.9～13.3km 海象：上蒲刈島北方付近の潮流は、東流が5.5ノット（kn）、西流が3.0knであった。

その他の事項	<p>船長は、いつも救命胴衣を着用していたが、発見時には着用しておらず、船内にもなかった。</p> <p>船長は、本事故当日、長袖シャツ及びジャージを着用し、帽子をかぶっていた。</p> <p>本船は、発見時、主機が中立運転であり、はえ縄のほとんどが海中に投入され、浮子^{あは}だけが残った状態であった。</p> <p>船長は、発見時、額の上に2か所の打撲傷があった。</p> <p>本船は、天幕を張る支柱の高さが低く、作業中に頭をぶつけやすかった。</p> <p>船長は、健康であり、持病は特になく、泳ぎが得意であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、16時00分ごろ蒲刈港三之瀬地区を出港し、19時40分ごろ、蒲刈港宮盛東防波堤灯台西北西沖において、無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、主機が中立運転であったこと、はえ縄のほとんどが海中に投入されて浮子だけが残った状態であったことから、船長が、はえ縄の投入中に落水したものと考えられるが、落水した状況については明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、蒲刈港三之瀬地区を出港してはえ縄の投入中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の確実な装着 	